

半田市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年六月三十日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第二十三号

半田市立公民館条例の一部を改正する条例

半田市立公民館条例（昭和五十二年半田市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中半田市立成岩公民館の項を削る。

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。